中国最新法令 〈速報 〉

※月2回発行

2024年1月15日号(No.414)

I. トピック:会社法の改正

Ⅱ. 重要法令等の解説

1. 「特許法実施細則」

2. 「労働紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解釈

(二)(意見募集稿)」

Ⅲ. 注目法令等の紹介

1. 「『中国輸出禁止・輸出制限技術目録』の公布に関する公告」

2. 「広東・香港・マカオグレーターベイエリア (内地、香港) 個人情報越境流動標準契約実施手引き」

Ⅳ. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所 中国プラクティスグループ https://www.mhmjapan.com/

本号編集責任者:小野寺 良文

I.トピック:会社法の改正

執筆担当:吉佳宜、森規光

2023 年 12 月 29 日、中国の会社法が改正された。改正法は 2024 年 7 月 1 日から施行される。

今回の改正は会社法の6回目の改正であるが、改正法は15章266条からなっており、現行会社法(13章218条)と比べると、実質的な修正箇所が4分の1を超えており、2005年の改正以来2度目の全面的な改正といえ、実務的な影響も大きいと予想される。

例えば、従業員権利保護の強化の一環として、従業員数300人以上の会社において従業員代表董事を設置することが義務付けられた。また、現行会社法では登録資本金の払込期限は無制限に設定することができるが、会社成立日より5年以内に払込をするように要求されている。これらは一例であるが、既存の会社について、体制変更や資本政策の変更等が必要になる可能性がある。

改正法の詳細な解説については、次号以降に複数回に分けて掲載する予定である。本 号では現行会社法からの重要な改正点について表の形で以下のとおりまとめており、今 後各改正点について確認をする際の参考としていただきたい(なお、特に言及しない限 り、有限責任会社と株式会社の両方に共通である。)。

重要な改正点	新会社法条項	
会社設立・撤退		
一人有限責任会社の設立の調整(一人有限責任会社による一	42 条等	
人有限責任会社の設立容認等)	42 宋寺	
一人株式会社の設立の容認	92 条	
会社登記手続の整備	二章	

Mori Hamada & Matsumoto

中国最新法令〈速報〉

人打你只人从了什么苦了	040 87 87	
会社簡易合併手続の導入	240 条等	
会社清算制度の調整 (清算義務者の明記、清算委員会構成員の 修正等)	232 条等	
会社機関設計		
株主会の権限の増減	59条、112条	
董事会の権限の増減	67条、120条	
有限責任会社の董事会の定足数の新設	73条2項	
監査委員会設置会社の新設	69条、121条	
董事会構成員の人数に関する上限の撤廃	68条、120条	
董事会・監事会不設置会社の調整(適用対象の拡大、董事・監	75条、83条、128条、	
事設置人数の修正等)	130条	
董事辞任・解任制度の整備	70条、71条、120条	
会社持分・株式及び資本制度		
出資義務違反株主の持分喪失制度の調整	52条、107条	
有限責任会社の株主の出資額払込義務の期限の繰上到来制度 の新設	54 条	
有限責任会社の株主による第三者への持分譲渡手続きの簡素	84 条	
化 サポヘゼのサネに L 7 笠一来。のせい恋'達てはよの故様	457 8	
株式会社の株主による第三者への持分譲渡手続きの整備	157条	
株主の権利行使基準日の明確化(株主名簿に記載された時)	86条2項	
有限責任会社の登録資本金の払込期限(会社成立日より5年	47 条	
以内)の復活 株式会社の授権資本制度の新設	150 久生	
	152 条等	
株式会社の無額面株式発行制度の導入	142 条等	
株式会社の種類株式発行制度の調整 (発行可能の種類株式の 増設、種類株主会の設置等)	144 条、146 条	
資本準備金による欠損の補てんの容認及び簡易減資手続きの 整備	214条2項、225条	
支配株主等及び経営管理者の責任		
支配株主・実質支配者の責任強化(会社の業務を実際に執行す		
る場合の忠実義務・勤勉義務の負担、董事・高級管理職に指示		
して会社又は株主の利益を損なう行為に従事させた場合の連	180 条 3 項、192 条等	
帯賠償責任の負担等)		
董事・監事・高級管理職の責任強化(忠実義務・勤勉義務の具	F4 友 F0 友 407 友	
体化、利益相反取引・商機奪取・競業避止規制の強化、董事会	51条、53条、107条、	
による株主出資状況の調査義務及び払込催促義務の新設等の	180条、182条、183条、184条、185条等	
会社資本の維持責任の強化、会社に損失をもたらした場合の賠		

中国最新法令〈速報〉

償責任の負担等)	
多重代表訴訟制度の導入	189条4項
董事責任保険制度の導入	193 条
債権者保護	
法人格否認制度の整備	23 条
株主保護	
株主の知る権利の拡大(会社の決議、株主名簿、会計帳簿、会	
計証憑等の閲覧権・複製権の付与、会社の全額出資子会社の関	57条、110条
連資料の閲覧権・複製権の付与)	
少数株主の保護の強化(有限責任会社の支配株主権利濫用の	
場合の持分買取請求権の付与、株式非公開発行会社の株主会	89条、114条、161条、
決議に反対票を投じた株主への株式買取請求権の付与、株式会	224 条等
社の株主会における臨時提案権の付与、出資比率に従う減資原	224 未守
則の導入等)	
従業者権益保護	
従業員権益保護の目的規定における明記	1条
労働組合・従業員の意見等の事前聴取制度の会社解散・破産申	47 久
立を検討・決定する場合への追加適用	17 条
従業員数 300 人以上の会社における従業員代表董事の設置義	68 条、120 条
務の新設	00 末、120 末

なお、新会社法は、新会社施行前にすでに登記・設立された会社について、出資期限の調整に関する経過措置¹が設けられているが、その他の改正点に関する経過措置は特に 定められていないため、引き続き今後の動向を注視する必要がある。

(全 266 条)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。 ⑥ 2024 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

¹ ①2024年7月1日前に登記・設立された会社の登録資本金の払込期限が会社成立日より5年を超えた場合、法律、行政法規又は国務院に別途の定めがあるときを除き、徐々に法定期限内に調整しなければならず、②払込期限、出資額が明らかに異常である場合は、会社登記機関は遅滞なく調整するよう求めることができるとされている。また、国務院が具体的な実施規則を別途規定するとされている。(266条)

中国最新法令 〈速報〉

Ⅱ. 重要法令等の解説

1. 「特許法実施細則」2

国務院 769 号令 2023 年 12 月 11 日公布、2024 年 1 月 20 日施行

執筆担当: 高 玉婷、鈴木 幹太

2023 年 12 月 11 日、国務院号 769 令により「特許法実施細則の改正に関する決定」が公布され、2024 年 1 月 20 日から改正後の「特許法実施細則」(以下「本細則」という)が施行される。本細則の改正の主な目的は、現行「特許法」(2021 年 6 月 1 日施行)の活用を促し、中国が加盟している国際条約で確立された制度との整合性をとることである。

今回の改正は、知財主要 4 法の改正作業の一環として、2010 年の改正以降 13 年ぶりに、かつ 2021 年に改正特許法が施行されて以降初めて全面的な改正を行うものであり、特許出願の審査認可、特許実施、特許権の保護に係る多くの条項の改正に関わっている。以下では、「特許法」の改正を受けて従前の「特許法実施細則」の内容と実質的に異なる内容となった部分、又は新たに追加された部分を中心に取り上げる。

(1) 特許出願の審査認可

①信義誠実の原則

現行「特許法」20条1項において、特許の出願及び特許権の行使にあたっては信 義誠実の原則を遵守しなければならない旨が規定されている。

本細則は、特許出願においては信義誠実の原則を遵守し、真実の発明創造活動を基礎としなければならず、虚偽を弄してはならないことを明らかにしており(11条)、信義誠実の原則に違反することが特許出願の予備審査・実質審査の拒絶事由(50条、59条)及び無効宣告請求の理由(69条)に該当することが新たに追加されている。法令上の明文化によって、今後、特許出願の審査及び無効宣告請求における信義誠実の原則の運用が期待される。

また、信義誠実の原則に違反した場合は、県級以上の特許法執行を担当する部門が 警告を与え、10万元以下の過料に処することができるとされている(100条)。最 近、中国国家知識産権局による虚偽の特許出願に対する取締活動を踏まえて、本条項 は今後の行政法執行のための根拠となると考えられる。

②実用新案・意匠出願の審査・評価報告書の作成請求

実用新案出願の審査要件について、従前の新規性(「特許法」22条2項)及び実用性(「特許法」22条4項)を備えていることに加え、進歩性(「特許法」22条3

² 原文「专利法实施细则」

中国最新法令 〈速報〉

項)を備えていることが追加されている(50条1項2号)。「特許審査指南」の改正及び最近の審査実務を踏まえて、実用新案出願と発明特許出願との審査基準を統一することを企図していると考えられる。

意匠出願の審査要件について、従前の「先行デザイン・出願に該当しないもの」 (「特許法」23条1項)に加え、「先行デザイン又は先行デザインの特徴の組合せ に比べ、顕著な相違を有するもの」(「特許法」23条2項)が追加されている(50 条1項3号)。

また、実用新案権及び意匠権の評価報告書の作成請求人の範囲を拡充した。従前の権利者及び利害関係人に加え、権利侵害で訴えられた者も国務院特許行政部門に係争実用新案権又は意匠権の評価報告書の作成を請求することができるとされている(62条1項)。なお、出願人が実用新案権又は意匠権登録手続を行うときにその評価報告書の作成を請求することができることも追加されている(63条1項)。

③意匠の国際出願に関する特別規定

2022年に中国が加盟した「工業品意匠国際登録ハーグ協定(1999年版)」(以下「ハーグ協定」という。)で確立された制度と連携のとれた制度体系を形成するため、本細則は、第12章「意匠の国際出願に関する特別規定」にハーグ協定との整合的適用を目的とした具体的規定を新たに追加している。

同章において、ハーグ協定に従いすでに国際登録日を確定し、かつ中国を指定した 意匠国際出願については、国務院特許行政部門に提出した意匠特許出願とみなされ ることを明記しており(136条2項)、意匠国際出願に関する優先権(139条)、分 割出願(141条)等の規定が設けられた。

(2) 特許実施

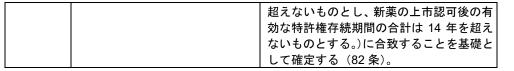
①特許権存続期間の補償

現行「特許法」は、特許権存続期間の補償制度を導入し、発明特許の権利付与の過程における不合理な遅延について特許権存続期間の補償(「特許法」42条2項)及び新薬に関連する発明特許権存続期間の補償(「特許法」42条3項)を規定している。

本細則は、第5章「特許権存続期間の補償」を新たに追加し、上記の「特許法」 に規定する二つの場合の補償請求の提出時期、補償期間等について詳細に定めた。

	不合理な遅延	新薬に関連する発明特許権
請求の提	特許権者は特許権付与の公告日	新薬が中国において上市許可を取得した日
出時期	から 3 か月以内に国務院特許行	から3か月以内に国務院特許行政部門に対
	政部門に提出しなければならな	して提出しなければならない(81条)。
	い (77条)。	
補償期間	補償期間は発明特許の権利付与	補償期間は当該特許の出願日から当該新薬
	の過程における不合理な遅延の	が中国において上市許可を取得した日まで
	実際の日数に従い計算する(78条	の間の日数から5年を差し引き、特許法第
	1項)。	42 条第 3 項の規定(補償の期間は 5 年を

中国最新法令〈速報〉



また、新薬に関連する発明特許の内容(80条)、新薬関連の補償期間の保護範囲(82条)についても明らかにしている。

②開放許諾

現行「特許法」は特許権の開放許諾に関する制度を導入した(「特許法」50条から52条)。

本細則は、開放許諾の表明事項(85条)、開放許諾の実施に関する届出(87条) を詳細に定めた。

また、開放許諾の実施不可事由を以下のとおり5つ明記している(86条)。

1	特許権が独占的又は排他的許諾の有効期間内にある場合
2	本細則第 103 条(当事者による手続の中断を請求する場合)、第 104 条
	(保全特許の手続の停止)に定める中断事由に該当する場合
3	規定どおりに年金を納付していない場合
4	特許権に質権が設定され、質権者の同意を経ていない場合
(5)	特許権の有効な実施を妨げるその他の事由

なお、本細則では、虚偽の資料の提供、事実隠蔽等の手段によって、開放許諾の表明を行い、又は開放許諾実施期間において特許年金の減免を得るという不正行為が禁止されており(88条)、それに違反した場合の行政処罰が規定されている(100条)。

③職務発明創造の奨励・報酬

中国において、職務発明創造に係る奨励・報酬の方式及び金額は契約又は法に従い制定された規程が優先する。本細則において、当該約定・規程の優先原則は変更されていないため、所属する会社、事業団体等と発明者又は創作者との契約又は会社職務発明創造規程の法に基づく制定(及びこれらの内容を合理的なものとしておくこと)は引き続き重要である。

一方で、職務発明創造の奨励・報酬の金額・方式について約定や法に従い制定され た規程が存在していない場合、本細則は、以下のとおり規定している。

- √ 職務発明創造の奨励の金額を引き上げて、1 件の発明特許の奨励は、少なくとも 4,000 元を下回ってはならず、1 つの実用新案特許又は意匠特許の奨励は、少なくとも 1,500 元を下回ってはならない(93条)。
- ✓ 職務発明創造の実施に伴う報酬の金額・方式について、「科学技術成果転化促

中国最新法令 〈速報〉

進法」の規定³に従い、発明者又は創作者に合理的な報酬を与えなければならない(94条)。

本条項の改正によって、職務発明創造に係る報酬の方式及び金額について契約又は法に従い制定された規程が存在しない場合の職務発明創造の報酬の支払い基準の下限を引き上げて、支払うべき範囲も拡充した。また「科学技術成果転化促進法」の規定に基づいて、職務発明創造を他人に実施を許諾する場合に加え、他人に譲渡し、又は職務発明創造を利用し、価値評価して投資する場合の支払い基準について、職務発明創造完成単位が譲渡・許諾純収入又は当該発明創造から形成される株式又は出資比率の中から取り出す割合の下限を現行の10%から50%までに引き上げた。職務発明創造を自ら実施する場合の支払い基準について、職務発明創造完成単位が実施による営業利益の中から取り出す割合の下限を現行の2%(発明・実用新案実施の場合)又は0.2%(意匠実施の場合)から統一的に5%までに引き上げた。ただ、「科学技術成果転化促進法」の規定と本細則の間に多少齟齬があるため、今後の具体的な適用についてさらに検討した上で確定する必要がある。

(3) 特許権の保護

①特許紛争の処理・調解

本細則は特許紛争の行政法執行を担当する部門を明らかにしており、省、自治区、直轄市の人民政府の特許業務管理部門及び特許管理事務量が多く、かつ実務処理能力のある地級市、自治州、盟、地区及び直轄市の区人民政府の特許業務管理部門が特許紛争を処理し、及び調解することができるとされている(95条)。

また、現行「特許法」は、国務院特許行政部門は、特許権者又は利害関係人の請求に応じて全国的に重大な影響を及ぼす特許権侵害紛争を処理することができるとされている(「特許法」70条1項)。本細則は、上記「全国的に重大な影響を及ぼす特許権侵害紛争」を以下のとおり4つ明記している(96条)。

1	重大な公共の利益に関わる場合
()	単人はムガリが にほけん物ロ

② 業界の発展に重大な影響を及ぼす場合

科学技術成果完成単位が報奨及び報酬の方式及び金額を規定しておらず、また科学技術者と約定もしていない場合は、次の各号に掲げる基準に従い、職務科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした人員に対して報奨及び報酬を与える。

- (1) 当該職務科学技術成果を他人に譲渡し、又は実施を許諾するときは、当該科学技術成果の譲渡純収入又は許諾純収入の中から 100 分の 50 を下回らない割合を取り出す。
- (2) 当該職務科学技術成果を利用し、価値評価して投資するときは、当該科学技術成果から形成される株式又は出資比率の中から 100 分の 50 を下回らない割合を取り出す。
- (3) 当該職務科学技術成果を自ら実施し、又は他人と提携して実施するときは、転化を実施して操業開始に成功した後、連続して3年から5年の間、毎年当該科学技術成果の実施による営業利益の中から100分の5を下回らない割合を取り出す。

国が設立した研究開発機構、高等教育機関が報奨及び報酬の方式及び金額を規定し、又は科学技術者と約定する場合は、前項第1号から第3号に規定する基準に合致しなければならない。

国有企業、事業単位が本法の規定に従って職務科学技術成果の完成、転化に重要な貢献をした人員に対して報奨及び報酬を与えた支出は、その年の当該単位の賃金総額に算入する。但し、その年の当該単位の賃金総額の制限を受けず、当該単位の賃金総額の基数に組み入れない。

^{3 「}科学技術成果転化促進法」45 条

中国最新法令〈速報〉

- ③ 省、自治区、直轄市の区域を跨ぐ重大な事件
- ④ 国務院特許行政部門が重大な影響があり得ると認めるその他の事由

②当事者による特許紛争事件の中断を請求する場合

当事者は、特許出願権又は特許権の帰属について紛争が発生し、すでに特許業務管理部門に調解を申し立て、又は人民法院に訴訟を提起した場合には、国務院特許行政部門に関連手続の中断を請求することができるが、本細則は、当事者が提出した中断の理由が明らかに成立しないと国務院特許行政部門が判断した場合は、関連手続を中断しなくてもよいという規定を新たに追加している(103条2項)。

加えて本細則では、電子形式による文書の提出・送達(2、4条)、秘密保持審査手続(9条)、出願人による優先権の主張(35から37条)、特許出願の審査延期請求の提出(56条2項)等についても改正又は新たに追加している。

(全 149 条)

2. 「労働紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解釈(二) (意見募集稿)」⁴

最高人民法院 2023 年 12 月 12 日公布、意見募集期限 2023 年 12 月 22 日 執筆担当:張 雪駿、五十嵐 充

最高人民法院から、労働紛争事件の正確な審理及び統一的な法令適用を目的として、「労働紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解釈(二)(意見募集稿)」(以下「本意見募集稿」という。)が公布された⁵。

本意見募集稿は、2020年に公布された「労働紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解釈(一)」とは異なり、労働紛争事件に関する裁判基準を数多く定めている。本意見募集稿の内容は多岐にわたるが、主に①仲裁時効、②労働関係の認定、③労働契約書未作成による2倍賃金の支払い、④2回連続固定期間労働契約締結の認定、⑤競業避止義務の効力等、及び⑥勤務部署及び勤務場所の調整等に関する規定を定めている。

(1) 仲裁時効

①一般的な仲裁時効の取扱原則

「労働紛争調解仲裁法」27条1項によれば、労働紛争の仲裁申立の時効は、原則として当事者がその権利が侵害されていることを知り、又は知ることができた日から

⁴ 原文「关于审理劳动争议案件适用法律问题的解释(二)(征求意见稿)」

⁵ 本意見募集稿の内容は今後修正される可能性があり、正式に制定されるまでは法的拘束力を有しないこと に留意されたい。

中国最新法令 〈速報〉

1年とする。また、同条4項によれば、労働関係の存続期間中に、労働報酬の支払遅延に起因して紛争が生じた場合は、その制限を受けない(但し、労働関係が終了した場合は、労働関係の終了日から1年以内に申立をしなければならない。)。

本意見募集稿によれば、当事者が仲裁時効の抗弁を提出しない場合、人民法院はこれを釈明しない(2条)。また、当事者は労働仲裁において仲裁時効の抗弁を提出せず、第一審において仲裁時効の抗弁を提出した場合、原則として⁶人民法院はそれを支持しない(3条)。

したがって、労働紛争事件の当事者は、仲裁において仲裁時効に留意し、労働仲裁 の段階から抗弁として主張することが重要といえる。

②労働契約書未作成による2倍賃金の支払請求に係る仲裁時効

「労働契約法」82条によれば、使用者は雇用開始の日から1か月超1年未満の間に労働者と書面の労働契約を締結しない場合、及び使用者が「労働契約法」に違反して労働者と無固定期間の労働契約を締結しない場合、労働者に対して毎月2倍の賃金を支払わなければならない。もっとも、当該「2倍の賃金」は、いわゆる賃金として27条4項が適用されるのか、賠償金として扱うことで同条1項が適用されるのか、という点に争いがあった。

本意見募集稿によれば、当該 2 倍賃金の支払請求の仲裁時効は、労働報酬に関する「労働紛争調解仲裁法」27 条 4 項ではなく、同条 1 項を適用することを明確にした(4 条)。

したがって、労働契約書未作成に係る仲裁時効は、雇用開始日から 1 か月満了した日の翌日から 1 年間であり、無固定期間労働契約未締結に関する仲裁時効は、無固定期間労働契約を締結すべき日(例えば、2 回目の固定期間労働契約の期間満了した日の翌日)から 1 年間であると考えられる。

③未消化年次有給休暇の買取請求及び残業代の支払請求に係る仲裁時効

「従業員年次有給休暇条例」5条3項によれば、使用者は未消化有給休暇を買い取らなければならない。もっとも、当該買取請求は、いわゆる賃金支払請求として「労働紛争調解仲裁法」27条4項が適用されるのか、賠償金支払請求として扱うことで同条1項が適用されるのか、という点に争いがあった。また、残業代請求についても通常の賃金支払請求と同様に扱うべきか否かという点について明確な規定が定められていなかった。

本意見募集稿によれば、未消化年次有給休暇の買取請求及び残業代の支払請求の 仲裁時効は、労働報酬に関する「労働紛争調解仲裁法」27 条 4 項を適用することを 明確にした⁷(5 条)。

⁶ 相手方の請求権が仲裁時効期間を超えたことを証明する新たな証拠があった場合を除く。

⁷ 特に未消化年次有給休暇の買取請求の仲裁時効について、いままででは、「労働紛争調解仲裁法」27条1項を適用する裁判実務が多いため、本意見募集稿が正式に公布された場合に運用の変更を留意すべきであると考えられる。

中国最新法令〈速報〉

したがって、年次有給休暇の買取請求及び残業代の支払請求の仲裁時効は、労働関係の終了日から1年間を経過することで成立すると考えられる。

(2) 労働契約書未作成による 2 倍賃金の支払い

前述した「労働契約法」82条に基づく使用者による2倍の賃金支払い義務に関して、支払い基準等の詳細は定められていなかった。

本意見募集稿によれば、労働契約書未作成による 2 倍賃金の支払いに関して以下 の内容が規定された。

・ 使用者が法により書面による労働契約を締結しない場合、労働者に対して支払 うべき毎月2倍の賃金は、月ごとに計算して、1か月に満たない場合は日割計 算する(13条)。また、不可抗力又は労働者自身の原因による労働契約書未作 成や、医療期間、女性従業員の妊娠、出産、授乳期間、勤務義務期間(中文原 文:「服务期」)による労働契約期間延長期間内における労働契約書未作成等 の場合は、2倍賃金の支払請求を支持しない(14条)。

「労働契約法」14条3項8により無固定期間労働契約の締結とみなされた場合、 労働契約書未作成による2倍賃金の支払いは支持されない(15条)。こちらは、 2022年に公布された「人力資源社会保障部及び最高人民法院による労働人事紛 争仲裁と訴訟の連携に関する問題の意見(一)」20条2項の規定と合致している。

・ 無固定期間労働契約の締結条件を満たしたが、労使間で固定期間労働契約の締結を合意した場合、無固定期間労働契約未締結による2倍賃金の支払請求は支持されない(16条)。

(3) 2 回連続固定期間労働契約締結の認定

「労働契約法」14 条 2 項 3 号によれば、連続して固定期間労働契約を 2 回締結 し、かつ労働者が解雇事由(同法 39 条、40 条 1 号、2 号に定める事由に限る)に該 当せずに労働契約を更新する場合で、労働者が労働契約の更新、締結を申し出、又は 同意したとき、労働者が固定期間労働契約の締結を申し出た場合を除き、無固定期間 労働契約を締結しなければならない。

もっとも、実務上、「連続して固定期間労働契約を 2 度締結」したか否かの判断が争いとなるケースが散見されていた。

本意見募集稿によれば、以下のいずれかに合致する場合、労働者は使用者と既に2回連続固定期間労働契約を締結したと主張することができる(17条)。

- ▶ 使用者と労働者の合意によって労働契約期間が累計 1 年間以上延長されて、かつ当該延長期間が満了した場合
- ▶ 使用者が労働者と労働期間の自動延長を約定して、かつ当該延長期間が満了し

⁸ 使用者が雇用開始日から満1年時に労働者と書面の労働契約を締結しない場合は、使用者と労働者が既に 期間を固定しない労働契約を締結したものとみなす。

中国最新法令 〈速報〉

た場合

- 労働者が従来の勤務場所及び勤務部署にて勤務し続ける場合において、労使双方が使用者名称の変更によって改めて労働契約を締結して、かつ当該契約期間が満了した場合
- ▶ その他誠実信用の原則に違反する回避行為によって改めて労働契約を締結して、 かつ当該契約期間が満了した場合

したがって、使用者として、労働者と労働期間の合意延長又は自動延長をする場合、2回連続固定期間労働契約を締結したものとみなされて、「労働契約法」14条2項3号に基づき無固定期間労働契約の締結義務が発生する可能性があることを留意されたい。

(4) 勤務部署及び勤務場所の調整

労働関連法令において配転命令(勤務部署及び勤務場所の調整)に関する規定は定められておらず、実務上、使用者の配転命令権の有無又は内容が争われるケースが多かった。

本意見募集稿によれば、使用者による労働者の配転命令(勤務部署及び勤務場所の調整)に関する紛争において、使用者がその合法性を証明しなければならない(20条1項)。

また、以下のいずれかに合致する場合、配転命令(勤務部署及び勤務場所の調整) は違法と認定する(20条2項)。

- ⇒ 労働契約の約定又は使用者の内部規則に合致しない場合
- ▶ 使用者の生産経営上の客観的必要性が認められない場合
- 労働者の賃金及びその他労働条件に不利な変更がなされて、かつ必要とされる協力又は補償措置が提供されていなかった場合
- ▶ 調整後の勤務部署が労働者にとって適任でないことが客観的に認められる場合
- 差別性、侮辱性等の状況が存在する場合
- ▶ 法律、行政法規等の規定に違反する場合

また、使用者による配転命令が違法である場合(勤務部署及び勤務場所を違法に調整した場合)、労働者は、労働条件の未提供⁹を理由に、労働契約解除及び経済補償金の支払いを主張することができる(20条3項)。

使用者による配転命令権の有無及びその内容について、各地の地方性法令における規定は散見されていたところ、初めて全国性の規定が設けられた。使用者として、上記の違法要件を念頭に置いて、配転命令(勤務部署及び勤務場所の調整)を行うことが望ましいと考えられる。

上記の他、本意見募集稿では、主に株式インセンティブ紛争の労働紛争該当(1条)、

^{9 「}労働契約法」38条1号によれば、使用者が労働契約の約定に従った労働保護又は労働条件を提供しなかった場合、労働者は労働契約を解除することができる。

中国最新法令 〈速報〉

在職期間中競業避止条項の有効(18条)、労働契約の履行継続が不可能とみなす事由(21条)、社会保険不納付合意の無効(23条)、労働契約期間満了後の黙認更新(24条)等に関する規定を設けている。

(全27条)

Ⅲ. 注目法令等の紹介

1. 「『中国輸出禁止・輸出制限技術目録』の公布に関する公告」¹⁰ 商務部、科学技術部、2023 年 12 月 21 日公布、2023 年 12 月 21 日施行

執筆担当:沈陽、水本真矢

中国輸出禁止・輸出制限技術目録(以下「本目録」という。)は、技術輸出入管理条例 29 条に基づき、中国からの輸出が禁止又は制限¹¹される技術を定めたリストである。

本目録は、2020 年 8 月 28 日に 12 年ぶりの改正(第二次改正) ¹²が行われ、2022 年12月30日には第三次改正について意見募集稿¹³が公表されていた。本公告により、 本目録の第三次改正(以下「本改正」という。)が正式に公布、施行された。

本改正により、34 項目が削除、4 項目が新設され、本目録の総項目数(輸出禁止技術+輸出制限技術)は従来の 164 項目から 134 項目(輸出禁止技術 24 項目、輸出制限技術 110 項目)となった。また、37 項目で技術規制要点及び技術パラメーターが調整された¹⁴。主な変更点は以下のとおりである。

まず、輸出禁止技術については、ヒトに使用される細胞のクローン技術とゲノム編集技術(21項)が新たに追加され、また、漢方薬資源及び生産技術(7項)、レアアースの精製、加工、利用技術(12項)等の6項目について、技術規制要点及び技術パラメーターが調整された。一方で、緑色植物成長調節剤製造技術等6項目が削除された。

また、輸出制限技術については、経済作物栽培繁殖技術(2項)、レーザーレーダーシステム(73項)等3つの項目が新設され、レアアース採掘、選鉱、鍛錬技術(33項)、ドローン関連技術(71項)等31の項目について、技術規制要点及び技術パラメーターが調整された。一方で、一部の医療用診断機械及び設備製造技術等28項目が削除された。

レアアースに関しては、レアアースの精製・分離工程技術、レアアース金属及び合

¹⁰ 原文「关于公布《中国禁止出口限制出口技术目录》的公告」

¹¹ 輸出制限技術は、輸出先と実質的な交渉や技術輸出契約を結ぶ前に、所管の商務部門に対して、技術輸出 許可を申請、取得する必要がある(技術輸出入管理条例 30 条、31 条、33 条)。

¹² 本ニュースレターNo.336 (2020 年 9 月 18 日発行) をご参照。

^{13 &}lt;u>本ニュースレターNo.392 (2023 年 2 月 3 日発行)</u> をご参照。

¹⁴ 商務部サービス貿易司担当者が本目録の改正に関する記者会見

⁽http://www.mofcom.gov.cn/article/zcjd/jddwmy/202312/20231203462539.shtml)

中国最新法令 〈速報〉

金材料の生産技術¹⁵、及びレアアース磁石の製造技術が輸出禁止技術とされ(12項)、 また、輸出禁止技術以外のレアアース採掘、選鉱、鍛錬技術が輸出制限技術として規 定された(33項技術要点6)。

(輸出禁止技術 24 項、輸出制限技術 110 項)

2. 「広東・香港・マカオグレーターベイエリア(内地、香港)個人情報越境流動標準契約実施手引き」¹⁶

国家インターネット情報弁公室・香港特別行政区政府創新科学技術工業局 2023 年 12 月 10 日公布、同日施行

執筆担当:吉佳宜、青山慎一

本手引きは、中国大陸の「個人情報保護法」等及び中国香港特別行政区(以下「香港」という。)の「個人資料(プライバシー)条例」等の個人情報保護関連法令上の既存の個人情報域外移転ルールを一部軽減する特例を規定しており、2023 年 12 月 10日に公布、施行された。

本手引きによれば、広東省広州市、深圳市、珠海市、仏山市、恵州市、東莞市、中山市、江門市、肇慶市(以下「広東・香港・マカオグレーターベイエリアの内地」という。)又は香港(以下「広東・香港・マカオグレーターベイエリアの内地」と合わせて「広東・香港・マカオグレーターベイエリア」と総称する。)において登録¹⁷・所在している「個人情報取扱者及び受領者」は、本手引きの要求に従い、標準契約を締結する方式により、広東・香港・マカオグレーターベイエリアの内地と香港との間¹⁸における個人情報の域外移転を行うことが「できる」とされている(2条)¹⁹。本手引きでは「個人情報域外移転標準契約規則」²⁰上の標準契約締結方式による域外移転の適用条件²¹に相当する条件が規定されていないため、本手引きの適用地域内の適用主体による個人情報移転である場合、本手引きの適用を選択することにより、安全評価によらずに全て標準契約を締結する方式で個人情報を域外移転することができるように

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。 © 2024 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

¹⁵ レアアース抽出・分離工程技術、及びレアアース合金材料の生産技術については、本目録 2008 年 11 月 1 日付改正から輸出禁止技術とされていた。

¹⁶ 原文「粤港澳大湾区(内地、香港)个人信息跨境流动标准合同实施指引」

¹⁷ サーバーの所在地が判断基準にならないことに留意されたい。

¹⁸ すなわち、広東・香港・マカオグレーターベイエリアの内地から香港への個人情報提供と、香港から 広東・香港・マカオグレーターベイエリアの内地への個人情報提供の両方を含む。

¹⁹ 重要データの域外移転や、広東・香港・マカオグレーターベイエリアの内地とマカオ間の個人情報域 外移転が対象外であることに留意されたい。

²⁰ 2023 年 2 月 22 日公布、2023 年 6 月 1 日施行。<u>本ニュースレターNo.394(2023 年 3 月 10 日発行)</u>をご参照。

²¹ ①重要情報インフラ運営者でないこと、②取り扱う個人情報が 100 万人分未満であること、③前年 1 月 1 日以降の累計による個人情報の域外提供が 10 万人分未満であること、及び④前年 1 月 1 日以降の累計による機微な個人情報の域外提供が 1 万人分未満であること

中国最新法令 〈速報〉

なった。

本手引きを適用する場合、「個人情報域外移転標準契約規則」上の既存ルールと比べると、必要とされる個人情報保護影響評価の重点項目が省略されること(5条)²²、標準契約上の受領者の義務が軽減されること(別紙1の3条等)²³、標準契約の届出手続所要書類が簡略されること(8条)²⁴等の優遇を享受することができる。その一方で、本手引きを適用する場合、広東・香港・マカオグレーターベイエリア以外の組織、個人に個人情報を提供してはならないこと(4条1項2号)、個人情報取扱者及び受領者の両方が標準契約の届出義務者であること(8条)²⁵に留意する必要がある。

(全 15 条)

Ⅳ. その他の法令等一覧

2023年12月5日から2023年12月25日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである(上記にて取り扱った法令等を除く。)。

1. 「非銀行支払機構監督管理条例」

(原文: 非银行支付机构监督管理条例) (国務院、2023 年 12 月 9 日公布、2024 年 5 月 1 日施行)

2. 「養老保険会社監督管理暫定規則」

(原文: 养老保险公司监督管理暂行办法) (国家金融監督管理総局、2023 年 11 月 25 日公布、同日施行)

3. 「認証規則の管理の強化に関する公告(意見募集稿)」

(**原文**:关于公开征求《国家认监委关于加强认证规则管理的公告(征求意见稿)》 意见的公告)

(国家認証認可監督管理委員、2023 年 12 月 12 日公布、意見募集期限 2024 年 1 月 11 日)

^{22 「}個人情報域外移転標準契約規則」の場合は、①個人情報取扱者及び域外受領者が個人情報を取り扱う目的、範囲、方式等の合法性、正当性、必要性、②域外に移転する個人情報の規模、範囲、種類、機微度、個人情報の域外移転により個人情報に係る権益にもたらされる可能性のあるリスク、③域外受領者が引き受けることを確約した義務、並びに義務の履行に係る管理及び技術措置、能力等が域外に移転する個人情報の安全を保障できるか否か、④個人情報が域外移転後に改竄、破壊、漏洩、紛失、不法利用等されるリスク、また、個人情報に係る権益を維持保護するための手段が確保されているか否か等、⑤域外受領者の所在する国又は地域の個人情報保護に係る政策及び法規が標準契約の履行に与える影響、及び⑥個人情報の域外移転の安全に影響を及ぼす可能性のあるその他の事項について、重点的に評価を行わなければならないとされている。本手引き上の個人情報影響評価の評価要点は、①個人情報取扱者及び受領者が個人情報を取り扱う目的、方式等の合法性、正当性、必要性、②個人情報主体に係る権益にもたらされる影響及び安全リスク、③受領者が引き受けることを確約した義務、並びに義務の履行に係る管理及び技術措置、能力等が域外に移転する個人情報の安全を保障できるか否かという3点に限定された。

²³ 「個人情報域外移転標準契約規則」上の必要なデータファイル・ドキュメントの閲覧権限の個人情報 取扱者への付与義務や、関連記録文書の監督管理機構への提供義務等が不要になった。

^{24 「}個人情報域外移転標準契約規則」上の個人情報影響評価報告の提出は不要になった。

²⁵ 個人情報取扱者及び受領者が、管轄機構である広東省インターネット情報弁公室又は香港特別行政区政府政府諮詢科学技術総監弁公室のいずれか一方に届出手続を行えば足りるか、それぞれの所属地域の管轄機構に届出手続を行う必要があるかは明確にされていないため、今後の動向を注視する必要がある。

中国最新法令 〈速報〉

4. 「国内取引及び対外貿易の一体化発展の加速に関する若干措置」

(原文:关于加快内外贸一体化发展的若干措施) (国務院弁公庁、2023年12月7日公布、2024年12月7日施行)

5. 「自動運転自動車輸送安全サービス指南(試行)」

(原文:关于印发《自动驾驶汽车运输安全服务指南(试行)》的通知) (交通運輸部、2023 年 11 月 21 日公布、同日施行)

6. 「医療機器取扱品質管理規範」

(原文:医疗器械经营质量管理规范) (国家薬品監督管理局、2023年12月4日公布、2024年7月1日施行)

7. 「人体臓器提供移植条例」

(原文:人体器官捐献和移植条例) (国務院、2023年12月4日公布、2024年5月1日施行)

8. 「ネットワーク安全事象報告管理規則(意見募集稿)」

(原文:关于《网络安全事件报告管理办法(征求意见稿)》公开征求意见的通知) (国家インターネット情報弁公室、2023 年 12 月 8 日公布、意見募集期限 2024 年 1 月 7 日)

9. 「国際商事法廷の設立に関する若干問題についての規定(改正)」

(原文:关于修改〈最高人民法院关于设立国际商事法庭若干问题的规定〉的决定) (最高人民法院、2023 年 11 月 18 日公布、2024 年 1 月 1 日施行)

10. 「オンラインゲーム管理規則(草案意見募集稿)」

(原文:关于公开征求 《网络游戏管理办法(草案征求意见稿)》意见的通知) (国家認証認可監督管理委員、2023 年 12 月 22 日公布、意見募集期限 2024 年 1 月 22 日)

セミナー

▶ セミナー 『中国スパイ防止法の概要と日本企業が留意すべきポイント』

開催日時 2024年1月19日(金)13:00~16:30

講師 康石

主催 株式会社情報機構

NEWS

▶ 上海オフィス移転のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 上海オフィスは、2023 年 12 月 25 日より、同ビル 6 階から 22 階に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

移転先:

〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大厦 22 階

中国最新法令 〈速報〉

TEL: +86-21-6841-2500 / FAX: +86-21-6841-2811 ※TEL · FAX に変更はございません。

- ▶ 新人弁護士(60名)が入所しました
- パートナーおよびカウンセル就任のお知らせ 本年1月1日付にて、下記の17名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

梅本 麻衣、田尻 佳菜子、篠原 孝典、細川 怜嗣、金丸 由美、白根 央、 竹腰 沙織、石田 渉、金山 貴昭、徳田 安崇、高橋 茜莉、髙橋 悠、柿元 將希、足立 悠馬、ジュリアン・バレンジー、タワチャイ・ブーンマヤパ ン、ティップアパー・リムビチャイ

また、同日付で17名の弁護士がカウンセルに就任いたしました。

【カウンセル】

水口 あい子、鈴木 幹太、武内 香奈、丹羽 翔一、田中 洋比古、矢部 聖子、呂 佳叡、山本 義人、西岡 研太、白井 俊太郎、高石 脩平、中田 光彦、長谷川 博一、髙松 レクシー、ラウィー・メックウィチャイ、スックサン・ポーパンガーム、スパルーク・ラグサリゴーン

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。

引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔 鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、 木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、 福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真

備澤竟人、波邊泰向、朝居利哉、新开雄也、上村利愛、金載中、児本佈基、森塚具 吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴楽天、呉馳、張雪駿、沈暘、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング TEL: 03-5220-1839 FAX: 03-5220-1739

<u>tokyo-sec@mhm-global.com</u>

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大厦 6 階 200120 TEL: +86-21-6841-2500

FAX: +86-21-6841-2811
shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号 北京発展大厦 316 号室 100004 TEL: +86-10-6590-9292 FAX: +86-10-6590-9290 ■ beijing@mhm-global.com